

令和4年度第9回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年 12月12日(月) 午後1時30分から午後3時24分

2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 2階 研修室

3. 出席委員 (21名)

会長	4番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵	緑
委員			委員	14番	福安	修
〃			〃	15番	上田	壽一
〃	3番	河毛早苗	〃	16番	藏内	敏博
〃	5番	下田義男	〃	17番	砂川	重雄
〃	7番	建部憲二	〃	18番	依藤	利一
〃	8番	川上信温	〃	19番	竹森	潔
〃	9番	猪口実	〃			
〃	10番	福田克彦	〃	21番	柳田	和廣
〃	11番	中村精	〃	22番	石谷	隆
〃	12番	福田淳一郎	〃	23番	加藤	修
〃	13番	山田準二	〃	24番	岩永	正司

4. 欠席委員 (2名)

委員	2番	村田幸範	委員	20番	香川	恵
----	----	------	----	-----	----	---

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：3名)

邑美	竹内七郎	高草	民谷富男
福部町	谷口泰彦		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第 52号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 53号	下限面積(別段の面積)の設定について
議案第 54号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 55号	非農地証明について
議案第 56号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第 57号	鳥取市農用地利用配分計画について
議案第 58号	農地利用最適化推進委員の辞任の同意について

第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (3) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (4) 農地の形状変更届出書の受理について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 田中局長補佐 坂本主任 小出主事

8. 会議内容

		開会：午後1時30分
局長 補佐		ただ今から、令和4年度第9回鳥取市農業委員会総会を開会します。 農業委員会憲章の唱和は省略します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
局長 補佐		まず、定足数の確認ですが、議席番号2番 村田委員、議席番号20番 香川委員より欠席の報告がありましたので、委員23名中21名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長		それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号14番 福安委員、15番 上田委員をお願いします。
議長		それでは、議事に入ります。議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号38番から47番までの10件あります。整理番号38番は佐治町福園で売買による所有権移転、整理番号39番は河原町谷一木で売買による所有権移転、整理番号40番は用瀬町美成で贈与による所有権移転、整理番号41番、42番は杉崎で売買による所有権移転となっており、譲受人が同じです。整理番号43番は河原町釜口で贈与による所有権移転、整理番号44番は数津で売買による所有権移転、整理番号45番、46番は数津、馬場で売買による所有権移転となっており、譲受人が同じです。整理番号47番は気高町下原で贈与による所有権移転となっております。
議長		整理番号38番を審議します。担当農業委員、福安委員の報告をお願いします。
福安委員		12月2日に譲渡人、譲受人、推進委員2名で現地確認を行いました。規模拡大に伴いまして、譲渡人が栗の木を植えています、さらに本数を増やしたいというものです。チェックシートに基づいても、何ら問題はありません。
議長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		無いようですので採決に移ります。 整理番号38番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号39番を審議します。担当農業委員、岩永委員の報告をお願いします。
岩永委員		12月1日に推進委員、事務局と現地確認をいたしました。申請地は、今まで譲受人が耕作しており、引き続き今後も耕作されるということで、所有権移転をするものです。チェックシートに基づいても、何ら問題はありません。
議長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		無いようですので採決に移ります。

		整理番号39番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号40番を審議します。担当農業委員、岩永委員の報告をお願いします。
岩永委員		12月1日に推進委員2名、事務局と現地確認をいたしました。申請地は、譲渡人の自宅の裏側にあります畑地になります。近所に住んでおられる譲受人が贈与を受けるといふものです。チェックシートに基づいても、何ら問題はありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号40番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号41番、42番を一括して審議します。担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下田委員		12月6日に推進委員、事務局と現地確認をいたしました。41番の申請地は、先月、農家住宅を建てるといふことで、農地転用の許可が出ておりますが、一部残っている農地部分を購入するといふものです。もう一つの42番は、先ほどの農地と隣接しております。畑として利用されている農地になります。両方ともチェックシートに基づいて、何ら問題はありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号41番、42番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号43番を審議します。担当農業委員、猪口委員の報告をお願いします。
猪口委員		12月8日に推進委員、事務局と現地確認をいたしました。譲渡人は県外の方で、今は、申請地の地元の人に耕作してもらっているようです。贈与で地元の譲受人に所有権移転するといふものです。チェックシートに照らし合わせても、何ら問題はありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号43番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号44番を審議します。担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。

河毛委員	12月8日に推進委員、事務局と現地確認をいたしました。その申請地のそばに、譲受人所有の農地がありますが、そこが違反転用地となっております。そこには大きなクレーンが置いてあり、資材置場として使用されています。このような違反があるので、農地法第3条第2項第1号に該当するので、この申請は許可できないと判断しました。
議 長	譲受人に違反転用地があるということで、担当委員が許可できないと判断されました。 質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、皆さんの意見が違反転用しているので不許可ということでよろしいでしょうか。 (はい) 整理番号44番につきましては、不許可と決定いたしました。 それでは、整理番号45番、46番を一括で審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。
竹内委員	12月8日に農業委員、事務局と現地確認をいたしました。譲受人は、農機具として、大型トラクター、大型コンバイン、田植え機を所有しており、この地域で大規模な農業従事者であり、この申請地を有効に耕作できる方です。チェックシートで確認しましたが、何ら問題はございません。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号45番、46番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号47番を審議します。担当農業委員、中村(精)委員の報告をお願いします。
中村(精)委員	12月7日に推進委員2名、事務局と現地確認をいたしました。相続により県外在住の譲渡人が取得しましたが、管理できない、耕作しないということで親戚の譲受人に、田3筆、畑2筆を贈与するというものです。以前から譲受人が耕作しており、取得後も引き続き耕作するというものです。ご審議のほど、よろしくをお願いします。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号47番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第53号「下限面積(別段の面積)の設定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	別紙1の資料をご覧ください。空き家バンクに登録してある空き家に付随する農地について別段面積および区域の指定申請がありました。農地法施行規則第17条第2項を

適用した場合、下限面積（別段面積）がこの農地の地番に限って1アールに引き下げられることとなり、今後、3条申請が提出される予定です。

申請地の状況につきましては、別紙1の2ページの地図をご覧ください。場所は鳥取市河原町湯谷となっております。農地と空き家は隣接しており、無理なく耕作できる範囲となっております。

空き家に付随した農地の要綱上も、問題ないと判断しています。

議長 担当農業委員 田淵委員の報告をお願いします。

田淵委員 先ほど事務局の説明で何も言うことはありませんが、11月30日に推進委員と現地確認しました。空き家バンクに登録されており、空き家に付随した農地かどうかを確認したわけですが、空き家と農地は段差もなく隣接しておりますので、チェックシートに照らし合わせても何ら問題ないと思います。

議長 質問・意見はありませんか。
(ありません)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
議案第53号「下限面積（別段の面積）の設定について」原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。
以上で議案第53号「下限面積（別段の面積）の設定について」を終わります。
続きまして、議案第54号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 整理番号は44番から47番の全部で4件となっております。
整理番号47番は、先月に以前の許可が完了していなかったため審議しなかった案件ですが、完成されたため審議させていただきます。
整理番号44番、申請地は賀露町南三丁目、転用目的は資材置場、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。
整理番号45番、申請地は気高町新町一丁目、転用目的は建築条件付き売買予定地、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可です。
整理番号46番、申請地は金沢、転用目的は住宅建築、農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続です。
整理番号47番、申請地は福部町湯山、転用目的は駐車場及び資材置場、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。

議長 それでは、整理番号44番を審議します。担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。

川上委員 昨年8月に許可された案件の土地ですが、今年の8月に取消願いが提出されました。そして今回、資材置場として申請されました。村上推進委員が譲渡人に連絡して、心理的、経済的に鳥取には帰らないことにされたため、取消されたようです。譲受人が近隣で宅地造成を行っており、そのための資材の置場を確保するために申請されたものです。

議長 事務局からの補足をお願いします。

事務局 隣接している住宅地は、市街化区域であります。資材置場にされるのは、チェックシートに照らし合わせても、問題なしと判断しております。

議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号44番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 引き続き、整理番号45番を審議します。担当農業委員、中村(精)委員の報告をお願いします。
中村(精)委員		12月7日、浜辺推進委員、田中(精)推進委員、事務局、私で現地確認を行いました。市道より北側の申請地は角地で市道との高低差が約1.5mあり切土造成を行う予定です。北側隣地とは擁壁を設けて隣地からの雨水等の進入を防ぎます。北側隣地は雑種地、東側は住宅。南側の申請地は、北側に市道、南側は公共用地、西側は国交省の用地、東側は雑種地です。両申請地とも雨水は道路側溝、汚水は公共下水道へ排水されます。両申請地の隣接に農地はありませんので、許可をお願いします。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号45番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 引き続き、整理番号46番を審議します。担当農業委員、福田(淳)委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員		12月1日、木浪推進委員、事務局、私で現地確認を行いました。所有者には電話で確認しております。分家住宅を建てる申請であります。チェックシートに照らし合わせても他の農地に影響を及ぼすことはないと思います。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号46番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 引き続き、整理番号47番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		香川農業委員が欠席ですので、代わりに報告いたします。11月協議される予定でしたが、審議されなかったため、今回、報告させていただきます。11月4日、香川農業委員、事務局、譲受人の私で現地確認を行っております。事務所近くに飲食店と雑貨屋の営業をしており、当初の見込みよりかなり多くの来客があり、車を駐車するスペースが足りずに道路に置いたりして危険なので、近くの土地を購入するものです。20年以上放置されており、雑木も生えて景観も悪く困っており、駐車場になれば良くなると思いますので、許可をお願いします。

議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号47番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。 引き続き議案第55号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号106番から122番までの全部で17件となります。市街化区域は106番、113番、116番、119番の4件となっております。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議	長	整理番号106番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号106番、こちらは市街化区域になります。申請地は湖山町南一丁目で、現況は20年以上前から月極駐車場として利用していた。現在は敷地の一部に建物が建築されており、宅地として利用されているというものです。人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地になります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号106番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号107番を審議します。担当農業委員、岩永委員の報告をお願いします。
岩永委員		12月1日に推進委員2名と事務局、申請者の4名で現地確認をしました。地図を見ていただきまして、申請地は高速道路の下になります。現地まで行くことができまして確認しましたが、雑木もありますが、結構な本数の杉が生えておりまして、元の農地に復元するのは困難と判断しましたので、問題はございません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号107番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号108番、109番、110番、111番、112番までを一括で審議します。担当農業委員、猪口委員の報告をお願いします。
猪口委員		12月8日に推進委員2名と事務局の4名で現地確認しました。申請地は、孟宗竹が生えており、傾斜もあり畑として利用するのが無理な場所になりますので、問題ないと判断しました。

議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号108番、109番、110番、111番、112番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 引き続き、整理番号113番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号113番、こちらは市街化区域になります。申請地は雲山で、本件土地は20年以上前から耕作しておらず、宅地造成済みで、現在は駐車場として使用しているというものです。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地になります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号113番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号114番、115番を一括で審議します。担当推進委員、民谷委員の報告をお願いします。
民 谷 委 員		12月5日に農業委員と事務局、申請者の4名で現地確認しました。現地は鳥取西インターの近くになります。付近には住宅や店舗が建っており、申請地にも平成9年に住宅が建てられて、それ以降は住宅として使用しております。申請地は宅地として一体的に利用されており、農地に戻すのは困難だと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号114番、115番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。 整理番号116番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号116番、こちらは市街化区域になります。申請地は栗谷町で、本件土地は20年以上前から耕作しておらず、現在は駐車場となっているというものです。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地になります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。

		整理番号116番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号117番を審議します。担当農業委員、加藤委員の報告をお願いします。
加藤委員		12月5日に推進委員と事務局の3名で現地確認しました。民家からそんなに離れて はないですが、20年以上耕作していないということです。現地は孟宗竹が繁茂してお り、畑に戻すのは不可能だと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号117番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号118番を審議します。担当農業委員、福田(淳)委員の報告をお願いします。 す。
福田(淳)委員		12月1日に推進委員と事務局の3名で現地確認しました。当該地は古い倉庫とそこ に行くための進入路となっております。コンクリート舗装されており上下水道も整備さ れております。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特 に支障がないと認められる土地になります。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号118番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認いたしました。 整理番号119番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号119番、こちらは市街化区域になります。申請地は丸山町で、本件土地 は、昭和44年に住宅を建築し、現在も住宅の敷地として利用しているというもので す。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がな いと認められる土地になります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号119番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認いたしました。 整理番号120番を審議します。担当農業委員、中村(精)委員の報告をお願いします。 す。
中村(精)委員		12月7日に推進委員2名と事務局の4名で現地確認しました。申請地の3筆のう

ち、2筆はすでに雑木林化しております。残りの1筆はこの辺り一帯が耕作放棄地になっており、現地に行くのも困難な場所でした。長期間耕作放棄された為、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地になります。ご審議、よろしくお願いします。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号120番について原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。
整理番号121番を審議します。担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。

竹 森 委 員 12月5日に推進委員と事務局、申請者の長女とその妹、5名で現地確認しました。登記簿は畑、現況は原野です。申請地のうち1筆は、子供たちの公園として長く提供していましたが、現在は遊ぶ子供もいなくなり原野になっております。あとの2筆は隣接しており耕作放棄地の荒地になっております。周辺に農地はなく、チェックシートに照らし合わせて、何ら問題はございません。ご審議よろしくお願いします。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号121番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。
整理番号122番を審議します。担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。

砂 川 委 員 12月1日に推進委員と事務局、申請者と4名で現地確認しました。図面をご覧くださいと分かりやすいと思います。30年以上前から駐車場や墓地になっているところがあります。鹿野城が廃城になってからのこととのことで、開発行為は20年、30年単位でのことではなく、100年単位のことではないかとのことでした。残りの筆は境内地となっております。現状ではやむを得ないと判断しました。

議 長 質問・意見はありませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号122番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。
以上で議案第55号「非農地証明について」を終了します。
続きまして議案第56号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 鳥取市長から、令和4年12月23日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。
利用権を設定しようとするものが新規15件、更新23件、計38件となっております。面積は田が94,994㎡、畑が23,050㎡、計118,044㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権が22件、使用貸借による権利が16件、所有権

		<p>移転が1件となっています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。</p>	
議	長	<p>議案第56号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>	
議	長	<p>無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第56号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>	
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>引き続き、議案第57号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>	
事	務	局	<p>鳥取市長から農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し農業者等に配分する農地の面積は、すべて田であり36,196㎡となっています。</p> <p>権利種別の内訳は、賃借権18件、使用貸借による権利が1件の合計19件となっています。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。</p>
議	長	<p>議案第57号につきまして一括で質問・意見を受け付けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>	
議	長	<p>無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第57号「鳥取市農用地利用配分計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>	
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>引き続き、議案第58号「農地利用最適化推進委員の辞任の同意について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>	
事	務	局	<p>令和4年12月1日付で、●●推進委員から辞任願が提出されております。農業委員会等に関する法律第23条の規定によりの農地利用最適化推進委員の辞任の同意を求めるものであります。</p>
議	長	<p>●●委員から辞職の申出があったようです。皆様の同意を得て、今後の協議をすることになりますが、皆様、同意されておられますでしょうか。</p> <p>(はい)</p> <p>それでは、今後の流れを事務局よりお願いします。</p>	
事	務	局	<p>理由としまして、一身上の都合ということですが、ご本人さんより了解を頂いておりますのでご報告いたしますが、体調が悪くなったということで、推進委員としての活動が難しくなったとのことです。ですので、やむを得ないのではないかと考えております。それで、欠員となりますので、隣の地区の推進委員に今、打診しているところがあります。次の改選までは約6か月ありますが、欠員のままでいきたいと思っております。</p>
議	長	<p>皆様、よろしいでしょうか。</p>	

(はい)

それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。

報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (3) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (4) 農地の形状変更届出書の受理について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議

長

無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和4年度第9回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後3時24分